

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1661 特別養護老人ホーム,短期入所,デイサービス,訪問介護,居宅介護支援,在宅介護支援,配食サービス,通所介護相当サービス,訪問介護相当サービス,通所型サービス

〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165 認知症対応型通所介護,訪問入浴介護,居宅介護支援,在宅介護支援,通所型サービス A

しぜつの窓口(輪島市宅田町),グリーンカフェ(認知症カフェ),健康づくり教室,懐かしの映画上映会,無料相談,認知症に関する相談

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応についてご理解とご協力をお願いいたします

■ご面会の皆様へ

石川県内で新型コロナウイルスの患者の発生が確認されたことに伴い、当施設では施設内への新型コロナウイルスの持ち込みを防ぐため、職員以外の施設内の立ち入りをお断りしています。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら下記までお問合せ下さい。

特別養護老人ホームあての木園 0768-26-1661

■ボランティアの受入

■施設内で行われる行事、クラブ活動 中止としております。

以下は、石川県及び輪島市からの通知です

■社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について

厚生労働省老健局 認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

社会福祉施設等(通所・短期入所等)における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

○ 社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る。以下同じ。)の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる(37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況 が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

○ 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月 17 日厚生労働省子ども 家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

○ なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

（利用者について）

○ 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況 が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

○ 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援 事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要 に応じ、訪問介護等の提供を検討する。訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙2を踏まえた対応を徹底すること。

○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

居宅を訪問して行うサービス等における留意点

○社会福祉施設等（居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。）の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（37.5 度 以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確 実な把握が行われるように努めること。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況 が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

○ 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月 17 日厚生労働省子ども 家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び 受診を行うこととする。

○なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月 17 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

○サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測

し(可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい)、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

(1)サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。

(2)基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3)サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

■社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応 (2月18日時点)

【発生情報の社会福祉施設等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等に連絡する。

(※)連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有する。

(※)認可権者等が市区町村でない場合には、社会福祉施設等の所在する市区町村にも連絡すること。

【利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について】

2. 社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

【地域住民や家族への情報提供等】

4. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同様に情報を提供する。

■留意事項 (令和2年2月13日時点更新)

(1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずは マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者(以下「職員等」とする。)はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

(参考) ○「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)、P.8(飛沫感染対策)、P.12(接触感染対策) ○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚労省)、P.4(感染経路の遮断)

(2) 概ね過去 14 日以内に湖北省又は浙江省(※1)から帰国した職員等(湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱(概ね 37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(※1) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。(※2)

(イ) 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から 14 日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(※2)「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」(令和2年2月 13 日時点版)では、世界保健機関(WHO)の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5日-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されています。

(別紙)

(3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(4) 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

施設及び事業所では、マスク・消毒液の入荷が困難な状況となっております。3 月下旬を目途として新型コロナウイルスへの対応を継続していきたいと考えておりますので、皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。